

波田堰だより

令和5年4月 発行

松本市波田4 4 1 7 - 1
東筑摩郡波田堰土地改良区
発行人 百瀬 元幸
TEL (0263)92-8919
FAX (0263)31-3161



(水沢田より西山を望む)

… も く じ …

- ・ 理事長挨拶、波田堰土地改良区取水量について…………… 1
- ・ 令和5年度水配人の担当水路について、賦課金及び徴収期日について… 2
- ・ 令和4年度臨時総代会について(令和3年度決算等)…………… 3
- ・ 令和4年度通常総代会について(令和5年度予算等)、支線水路清掃御礼… 4
- ・ 施設更新事業準備委員会発足について、各事業・工事について…………… 5
- ・ 組合員の皆様へのお願い…………… 6

《ごあいさつ》

東筑摩郡波田堰土地改良区
理事長 百瀬 元幸

若葉の候

組合員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当土地改良区の業務運営にあたりまして、格段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る3月6日に通常総代会が開催され、令和5年度の事業計画と予算を含む全9議案が可決承認されました。

現総代並びに役員の任期が最後の年になります本年度につきましても、受益地の全ての農地に、用水が滞りなく行き回ります様、引き続き努力してまいります。

また、昨年発足しました「更新事業準備委員会」により検討されております具体的な更新計画の素案を組合員の皆様にご提案し、ご意見をお聞きしたいと考えておりますので、その節はご協力の程よろしくお願い申し上げます。

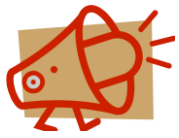
組合員の皆様並びに耕作者の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申しあげ、令和5年度初めのご挨拶とさせていただきます。

波田堰土地改良区のかんがい期の最大取水量

取水期間	4/1~4/20	4/21~5/25	5/26~8/15	8/16~9/15	9/16~9/30
最大取水量(m ³ /s)	0.673	2.217	2.084	1.949	0.643

上海渡分水工より取水できる水量は時期によって決められています。かんがい期には、この最大取水量の範囲で配水を行っています。

10月1日から3月31日までの非かんがい期は当土地改良区の取水権利はありませんので、幹線水路には沢水のみ流れています。この期間に支線水路の水門を開けた方は、個人の責任において水の管理をお願いいたします。(特に冬場は水路の水が凍り、下流で氷がつまり溢水してしまいます。)



お知らせ

今年の水配人さんと担当水路

押出原	～	3号水路	大月勝彦さん	(TEL 080-1091-5187)
4号水路	～	7号水路	古畑秀章さん	(TEL 090-4158-8938)
8号水路	～	11号水路	波多腰行則さん	(TEL 090-4821-8446)
12号水路	～	14号水路	波多腰茂雄さん	(TEL 090-1867-0783)

以上の皆さんです。

3月に配布しました水管理の通知をご確認いただき、スムーズな水管理ができますよう御協力をお願いすると共に、排水口の整備も併せてお願いします。

◆水配期間 5月1日～8月31日 (水配事務所 TEL92-2328)

5月中は大事な時期ですので、水配人の皆さんには日曜日にも出勤(5月28日のみ休み)していただきますが、6月1日以降、水配人は日曜日休みとなりますのでご理解下さい。

賦課金の納入について

土地改良区は、組合員の皆様からの賦課金によって運営しております。預金口座の残高をご確認の上、賦課金は期限内に納入していただきますよう、皆様の御協力をお願いいたします。(賦課額については同封の通知書をご覧ください。)

なお、口座の変更、組合員の変更等がございましたら事務局までご連絡下さい。

令和5年度賦課金及び徴収期日

(地籍割、均一賦課)

◆ 第1期

経常賦課金 10a当り 2,600円 納期 5月25日

事業積立金分 10a当り 1,000円 納期 5月25日

(旧維持管理積立金賦課金)

◆ 第2期

水利管理費賦課金 (転作田、水田一律)

10a当り 2,500円 納期 7月25日

(但し、巾下・車坂・北南浦・水沢田を除く)

＝令和４年度臨時総代会＝

令和４年度臨時総代会が令和４年１２月５日（月）に波田公民館で開催されました。
 議長 大月芳樹総代（７区）の議事進行のもと、議案第１号の令和３年度事業報告、一般会計・特別会計決算、財産目録の承認をはじめ令和４年度 一般会計・発電事業会計の補正予算や地区除外処理規程の一部変更など３議案が承認されました。
 一般会計決算・特別会計決算は次の通りです。

令和３年度一般会計歳入歳出決算書

単位：円

歳 入		歳 出			
1	組合費	15,785,050	1	事務費	11,686,885
2	財産収入	1,186	2	水利管理費	8,208,930
3	補助金	1,570,000	3	負担交付金	466,000
4	分担金	1,877,668	4	財産費	6,330,000
5	雑収入	356,339	5	広報活動費	114,840
6	交付金	1,163,000	6	予備費	0
7	繰入金	1,500,000			
8	発電事業収入	1,806,000			
9	受託料	4,100,000			
10	繰越金	2,996,551			
歳入合計		31,155,794	歳出合計		26,806,655
歳入歳出差引残高		4,349,139	（令和４年度へ繰越）		

令和３年度特別会計歳入歳出決算書

単位：円

特別会計名	歳 入	歳 出	差引残高
決済金（農地転用）	1,470,148	1,400,000	70,148
維持管理積立金	60,833,833	0	60,833,833
職員退職給与積立金	2,644,845	0	2,644,845
発電事業	1,029,126	945,463	83,663



令和4年度通常総代会開催される

令和5年3月6日（月）、令和4年度通常総代会が波田公民館において開催されました。今回の通常総代会は2年ぶりの通常開催となり、議長 土屋敏彦総代（山形地区）進行のもと審議がなされ、次の全9議案が原案どおり可決承認されました。



* 提出議案

- 議案第1号 東筑摩郡波田堰土地改良区定款の一部変更、附属書役員選挙規程の廃止及び附属書役員選任規程の制定について（※）
- 議案第2号 東筑摩郡波田堰土地改良区規約の一部変更について
- 議案第3号 令和4年度一般会計第2号補正予算について
- 議案第4号 令和5年度事業計画について
- 議案第5号 令和5年度賦課金徴収に関する件について
- 議案第6号 令和5年度土地改良事業決済金特別徴収金について
- 議案第7号 令和5年度一般会計収支予算、発電事業特別会計収支予算について
- 議案第8号 令和5年度一次借入金最高限度額及び借入先について
- 議案第9号 令和5年度金銭預け入れ先金融機関の決定について

（※）国の第5次男女共同参画基本計画により、2025年度までに土地改良区の女性理事の割合を10%以上にと目標を定め、全国の土地改良区で女性理事の登用又は予定をしていることから、当土地改良区でも次期役員選挙より女性理事を登用していく。

令和5年度 一般会計歳入歳出予算書

単位：円

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	16,015,000	土地改良事業費支出	8,400,000
附帯事業収入	6,313,000	一般管理費支出	15,353,000
基本財産運用収入	1,000	固定資産取得支出	150,000
特定資産運用収入	1,000	基本財産積立支出	2,740,000
補助金等収入	2,085,000	特定資産積立支出	2,621,000
業務受託料収入	2,370,000	他会計貸付金貸付支出	100,000
雑収入	55,000	予備費	1,576,000
他会計貸付金回収収入	100,000		
繰越金	4,000,000		
合 計	30,940,000	合 計	30,940,000



平成15年度から実施していただいております波田堰の各支線水路の清掃について、皆様の御協力に御礼申し上げます。4月1日に総代の方々により清掃確認をしていただき、2日に、役員・水配人にて通水作業を行いました。今年も無事通水できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。水路の不都合がありましたら、事務局又は地区の役員・総代までご一報ください。

施設等更新事業準備委員会 発足

波田堰地区の施設（水路）の老朽化にともない、施設更新の推進を図る為、施設等更新事業準備委員会が発足いたしました。令和4年5月27日に第1回目の委員会が開催され、委員長に8区の百瀬明氏、副委員長に10区の百瀬賢成氏が就任されました。委員22名、相談役5名の計27名により構成され、令和3年度は6回の委員会を開催し、地域農業の今後について、現在の施設の問題点及び改善方法等、多くの議論がなされています。

この検討内容を組合員皆様へのアンケート調査に反映させ、実施いたしました。調査の結果はまとめ次第ご報告いたしますが、今年度は各地区において意見交換を計画していますので、組合員皆様のご協力をお願いします。



各事業・工事の報告

◆県営農業農村基盤整備事業（最適化整備構想）…事業費 17,600 千円

（内訳：県単 4,000 千円・市補助 2,000 千円・改良区負担 11,600 千円）

令和3年度に実施した地形測量のデータを基に、施設の更新計画につなげていくための地区全体の構想設計を作成しました。この構想設計により、効率的かつ経済的な更新の検討が推進できることとなります。

◆多面的機能支払交付金制度

波田堰土地改良区が平成26年度から参画し活動している波田地区地域資源保全活動組織では、多面的機能支払交付金制度を使って、農業用排水路等の改良区施設の補修工事等を実施し、施設の延命を図っております。令和4年度は水路の修繕工事及び、水門の修繕、幹線水路の土砂上げ等を実施しました。



組合員の皆様へお願い

- ・水路に草刈り後の草がつまり、下流の農地に水があふれる被害が多くなっています。水路際の草刈りをする際には水路に草を流さないようご注意ください。
- ・マルチ、肥料袋、コンテナ等が強風により水路に落ち、下流でつまり溢水する被害も出ております。使用後は放置せずに速やかに始末していただくようお願いいたします。
- ・近年のゲリラ豪雨による被害を防ぐため、水田の排水口の整備をお願いします。特に、転作田に水があふれますと農作物(野菜等)に多大な被害が出てまいります。

名義変更等は、必ず改良区へ届け出て下さい

(所定の様式がありますので、事務局までご連絡下さい。TEL 92-8919)

次の場合には、本改良区へ届け出て下さい。

- 農地を売買または交換したとき。相続等されたとき。
- 組合員が亡くなったとき。
- 後継者に経営移譲するとき。
- 組合員の住所等に変更が生じたとき。
- 地積に変更があったとき。

農地転用について

農地を農地以外の目的で使用する時は、土地改良区へ届出が必要です。農地転用(地区除外)の手続きは必ず行って下さい。公共事業の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務付けられています。用地買収・価格交渉の際等、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金・組合員賦課金・転用手続き等、疑義無いようお願いいたします。

改良区に登録してある台帳(組合員名簿)の変更は、直接改良区へ届け出て下さい。組合員の死亡や受益地の所有者名義の変更等を市町村や法務局で手続きしても、改良区の台帳は変更されませんので、ご注意ください。

